

事業所名	
------	--

<b>連携の概要</b>	
<b>利用者に関する相互情報提供体制</b>	
1 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援事業を行うにあたり、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間の確認ができない場合は、被保険者の同意のもと関係市町村に確認のうえ支援する。</li> <li>・ 居宅サービス計画に基づいて提供された介護サービスに対する利用者からの苦情があった場合で、必要があると認められるときは、関係市町村への連絡等を行う。</li> <li>・ 被保険者に対して関係市町村から通知があった場合には、同意のもと内容を確認し、必要があると認められるときは関係市町村への連絡等を行う。</li> </ul>
2 主治医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者のかかりつけ医を把握し、必要時には連携をとれる体制を整える。</li> <li>・ 主治医より利用者に係る意見があった際には、居宅サービス計画を見直し必要な措置を講じる。</li> </ul>
3 サービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が介護保険施設の利用を希望される場合には、介護保険施設の入所退所による生活の円滑な移行を援助する。</li> <li>・ サービス担当者会議において、利用者の状況等に関する情報を担当者（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者）と共有するとともに、当該居宅サービス原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求める。</li> <li>・ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、施設等の紹介その他の便宜の供与を行う。</li> </ul>
4 近隣のケアマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常事業の実施地域等を超える場合や、担当件数が基準を超える場合等には、利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難であることを説明し、他の指定居宅介護支援事業者の紹介等、その他の必要な措置を講じる。</li> </ul>
5 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス事業者による虐待等が発覚した場合、速やかに地域包括支援センターへ報告する。</li> <li>・ 地域包括支援センターから求めがあった場合、地域ケア会議等に参加し専門的な見地から意見を述べる。</li> </ul>
<b>事故発生時の対応等</b>	
1 当該事業者で事故が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供時における事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</li> <li>・ 事故の状況及び事故に際して採った措置については詳細に記録し、その報告書を市町村に提出する。</li> <li>・ 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。</li> </ul>
2 関係事業所で事故が発生した場合や事故の情報を入手した場合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生につて事業所等から連絡を受けた場合、適切な対処が行えるよう、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</li> </ul>